

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	建築物に付属する緑化指導
関連する 他局の名称	建設局公園緑化部緑化課
概要	建築物を建築する場合の緑化に関する事項を定めることにより、緑化の推進を図り、緑豊かな都市景観の創造と良好な都市環境を確保することを目的としています。 緑化等に関する指導要綱で定めた基準の緑地を建設設計へ積極的にとり入れていただくよう指導しています。
根拠となる要綱等	建築物に付属する緑化等に関する指導要綱 建築物に付属する緑化等に関する指導要綱実施基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4759/ryokukashidou20211201.pdf) (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000004/4759/ryokukashidoukiyun20211201.pdf)
行政指導指針	(適用対象) 市内において建築物を建築する場合にその敷地面積が500平方メートル以上のもの。 (緑化標準) ・建築主は、この要綱の適用を受ける建築物を建築する場合には、当該敷地内に、緑化率が3%以上となる緑地を確保するよう努めなければなりません。 ・緑地は、まちなみの景観として道路上の歩行者から容易に確認できるよう接道部に効果的に配置することを原則とし、道路と緑地を遮蔽する塀等の設置はしないこと。 ・接道部での十分な緑地の確保が困難な場合には、建築物の屋上や壁面、地上の接道部以外で緑地を確保すること。 ・緑化については、日照や通風等を考慮して樹種の選定を適切に行うと共に植栽幅及び植栽方法に配慮することにより、樹木等の良好な育成に努めること。 上記記載のほか、緑化の定義や緑化面積などの指導内容の詳細については、「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱」及び「建築物に付属する緑化等に関する指導要綱実施基準」を必ずご確認ください。 ○緑化計画協議書受付までの流れ、行政の指導、作成要領等 大阪市計画調整局のホームページをご覧ください。 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004759.html)
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004759.html
備考	